知的財産管理技能検定２級公式テキスト【改訂１２版】をご購入いただいた皆様へ

第 45 回（2023 年 7 月実施）以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定２級公式テキスト【改訂 12 版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきます様お願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第 45 回	2023 年　7 月　9 日（日）	2023 年 1 月 1 日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

改訂に関連する法律
特許庁ホームページ 海外からの模倣品流入に対する規制の強化 URL ： https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/2022/document/2022-42kaisetsu/14.pdf 財務省ホームページ 関税定率法等の一部を改正する法律案 URL ： https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/208diet/ka20220128g.pdf

※2023 年 3 月 1 日現在

該当箇所	変更前	変更後
P230 Ｃｏｌｕｍｎ９ 知的財産権侵害物品への水際措置と真正品の並行輸入 上から８行目	これがいわゆる「水際措置」です。商標権をはじめ、知的財産権を侵害する物品は輸入することができません（関69条の11第１項９号）。	これがいわゆる「水際措置」です。商標権をはじめ、知的財産権を侵害する物品は輸入することができません（関69条の11第１項９号、**９号の２**）。
P231 Ｃｏｌｕｍｎ９ 知的財産権侵害物品への水際措置と真正品の並行輸入 上から２行目以降	じて申し立てるのがよいでしょう。 一方で、真正品の平行輸入についてはどうでしょうか。	じて申し立てるのがよいでしょう。 近年、電子商取引の発展等により、海外の事業者が、国内の事業者を介することなく、直接、国内の消費者に対して少量の模倣品を販売し、送付する事例が急増しています。 しかし、「輸入」行為の主体は国内の消費者と解されるところ、消費者が個人使用目的で模倣品を輸入する行為は商標権侵害や意匠権侵害とならず、また、海外の事業者の行為に侵害が成立するか否かは明らかでないことから、税関において商標権侵害や意匠権侵害を認めて没収等することができない状況でした。 そこで、令和３年法改正により、海外の事業者の行為に着目した規制が可能となるよう「輸入」行為に「外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為」が含まれることとなりました。これにより、このような行為を事業者が権原なく、商標法上または意匠法上「輸入」行為に係る各規定の目的物（商品等）について行った場合には商標権侵害や意匠権侵害が成立し、国内の荷受人が消費者である場合を含め、当該商品等は税関での没収等の対象となりました（関69条の11第１項９号の２）。 なお、「他人をして持ち込ませる行為」とは、配送業者等の第三者の行為を利用して、外国から日本国内に持ち込む行為をいいます。 一方で、真正品の平行輸入についてはどうでしょうか。

該当箇所	変更前	変更後
P416 Lesson 45. 関税法 2 輸出または輸入してはならない貨物 上から３行目	関税法で規定される「輸出または輸入してはならない貨物」のうち、知的財産に関する貨物は、以下の通りです（関69条の２第１項３、４号、69条の11第１項９、10号）。	関税法で規定される「輸出または輸入してはならない貨物」のうち、知的財産に関する貨物は、以下の通りです（関69条の２第１項３、４号、69条の11第１項９**号、９号の２**、10号）。
P417 Lesson 45. 関税法 2 輸出または輸入してはならない貨物 **輸入してはならない貨物**	**輸入してはならない貨物** ①特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権または育成者権を侵害する物品 ②不正競争防止法２条１項１～３号、10号、17号または…	**輸入してはならない貨物** ①特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権または育成者権を侵害する物品（意匠権又は商標権のみを侵害する物品にあっては、次号に掲げる貨物に該当するものを除く。）。 ②意匠権又は商標権を侵害する物品（外国から日本国内にある者（意匠権を侵害する物品にあっては当該物品を業として輸入する者を除くものとし、商標権を侵害する物品にあっては業としてその物品を生産し、証明し、又は譲渡する者を除く。）に宛てて発送した貨物のうち、持込み行為（意２条２項１号又は商２条７項に規定する外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為をいう。）に係るものに限る。）。 ③不正競争防止法２条１項１～３号、10号、17号または…
P418 Lesson 45. 関税法 4 輸出/輸入してはならない貨物に該当する場合 下から３行目	この税関長が行う没収は、裁判所の判決によらずに実行できますが、認定手続を経た後でなければ行えません（関69条の３第４項、69条の12第**４項**）。	この税関長が行う没収は、裁判所の判決によらずに実行できますが、認定手続を経た後でなければ行えません（関69条の３第４項、69条の12第**５項**）。

■以下は正誤表のご案内です

該当箇所	変更前	変更後
P263 Ｃｏｌｕｍｎ10 ハーグ協定のジュネーブ改正協定 上から８行目	（２）国際登録と国際公表 国際事務局は、国際出願の方式審査をした後、国際登録簿に意匠を登録します。 国際登録された意匠は、国際登録から 6 カ月後、または出願人の請求により国際登録後速やかにもしくは国際登録後 30 カ月以内の公表延期期間が経過した後に、国際事務局によって国際公表されます。	（２）国際登録と国際公表 国際事務局は、**方式審査を行った後、直ちに国際出願された意匠を国際事務局が管理する国際登録簿に登録します。** **国際登録された意匠の内容は、国際意匠公報において公表されます。国際公表の時期は、原則、国際登録の日から 12 カ月後ですが、出願人の請求により、国際登録後の即時公表又は公表の時期を選択することも可能です。**